

きょうしん定期預金規定集一部改正について

共立信用組合は、「きょうしん定期預金規定集」について所要の改正を行い、平成25年4月30日より新規定の適用を開始することとしました。

改正内容の詳細については、以下の新旧対照表をご覧ください。

＜新旧対照表＞

※下線部分が改正箇所です。

(改正後)	(改正前)
<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに（通帳式の場合は、<u>当該受入れ</u>の記載を取消したうえ）、当店で返却します。</p> <p>2. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p><u>この預金口座は、第3条第4項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u></p> <p>3. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>この預金の一部について解約または書替継続するときも第1項と同様とします。</u></p> <p>(3) <u>次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u></p> <p><u>②この預金の預金者が第6条第1項に違反した場合</u></p> <p><u>③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(4) <u>第3項のほか、次の①から③までの一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p>ア. 暴力団</p> <p>イ. 暴力団員</p> <p>ウ. 暴力団準構成員</p>	<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに（通帳式の場合は、<u>当該預入</u>の記載を取消したうえ）、当店で返却します。</p> <p>(新設)</p> <p>2. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)～(4) (新設)</p>

<p>エ. <u>暴力団関係企業</u> オ. <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> カ. <u>その他前各号に準ずる者</u> ③<u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</u> ア. <u>暴力的な要求行為</u> イ. <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u> ウ. <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> エ. <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</u> オ. <u>その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>4. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等) (1) <u>この証書(通帳)や印章を～</u> (以下略) (2) <u>この証書(通帳)または印章を～</u> (以下略) (3) <u>この証書(通帳)を～</u> (以下略)</p> <p>5. (成年後見人等の届出) (略)</p> <p>6. (印鑑照合) <u>この証書(払戻請求書)、諸届その他の書類に～</u> (以下略)</p> <p>7. (譲渡、質入れの禁止) (略)</p> <p>8. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (1) <u>この預金は、満期日が未到来であっても～</u> (以下略) (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書裏面の受取欄(通帳式の場合は、当組合所定の払戻請求書)に届出の印章により記名押印して、直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、<u>当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、または～</u> (以下略) ② (略) ③ (略) (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものと</p>	<p>3. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等) (1) <u>証書(通帳)や印章を～</u> (以下略) (2) <u>証書(通帳)または印章を～</u> (以下略) (3) <u>証書(通帳)を～</u> (以下略)</p> <p>4. (成年後見人等の届出) (略)</p> <p>5. (印鑑照合) <u>証書(払戻請求書)、諸届その他の書類に～</u> (以下略)</p> <p>6. (譲渡、質入れの禁止) (略)</p> <p>7. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (1) <u>この預金は、満期日前であっても～</u> (以下略) (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書裏面の受取欄(通帳式の場合は、当組合所定の払戻請求書)に届出の印章により記名押印して、直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、<u>当該債務、または～</u> (以下略) ② (略) ③ (略) (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は</p>
--	---

<p>します。</p> <p>②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。ただし借入金等を期限前弁済することにより発生する<u>損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>9. (通知等) (略)</p> <p>10. (規定の変更等) (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>約定利率、満期日以後の期間は当組合の計算実行時の普通預金利率を適用するものとします。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息の差額を清算するものとします。</u></p> <p>②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。ただし借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>8. (通知等) (略)</p> <p>9. (規定の変更等) (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
---	--